

【問題点】

行政（市職員）の関わる人的費用を人件費を根拠に算出するのは難しいのでは...
直営と指定管理者施設との整合を図るべきでは...
受付等の事務は市職員ではなく臨時職員やスタッフ等が対応していることが多い現状...

区分	各室面積	単価計算(内訳)		全日使用の料金	受益者負担割合	負担割合を乗じた料金	現行料金	乖離度
		人的経費	維持管理費					
	m ²	円	円	円	%	円	円	
第1会議室	68.00	1,700	9,963	11,663	50	5,832	3,900	1.50
会議室101	71.40	1,700	10,461	12,161	50	6,081	5,800	1.05

【職員の人件費の状況】

* 1日当たり
（課長以下）@34,650/日
（一般職）@32,247/日
* 従事者数（一般職）
（男女共生センター）3人
（生涯学習センター）5人

【対応】

料金の積算根拠から、職員の人件費を根拠に算定した人的経費を除く。
公共施設である限り、管理監督や契約事務等の行政が関わる総括的な管理運営費用がかかっていることから、それらを事務費（事務的手数料）として貸出区分毎に300円を受益者が負担する費用に位置付ける。* 全日使用：900円 = 300円 × 3区分（午前、午後、夜間）
1貸出当たり300円とするのは、行政の関わりを量的に反映することは困難なことから、低額であること及び事務手数料的な側面が強いことを勘案し、証明書の発行手数料と同額とする。総括的に行政の関わる事務費用であることから、直営・指定管理に関係なく反映し、また負担割合の異なる施設についても同額を反映する。

【設備等補正額】

和室や音楽室等の特別仕様の部屋や楽屋等の小規模な部屋について補正を行う（今後、個別に調整していく）

【激変緩和措置(案)】

乖離度により
上限1.2倍、下限0.8倍
とし百円未満切り捨てを基本とする

【案】

区分	各室面積	現行料金 (全日使用)	維持管理費 (1日当) 市職員人件 費等除く	受益者 負担割合	受益者 負担額 (維持管理費) ×	事務費 (@300×3)	設備等 補正額	調整前 料金 (全日使用) + +	現行料金との差		調整後 料金 (全日使用)	現行料金との差	
									差額	乖離度		差額	乖離度
	m ²	円	円	%	円	円	円	円	-	/	円	-	/
第1会議室	68.00	3,900	9,963	50	4,982	900	0	5,882	1,982	1.51	4,600	700	1.18
和室	58.43	14,000	8,561	50	4,281	900	5,000	10,181	3,820	0.73	11,200	2,800	0.80
会議室101	71.40	5,800	10,461	50	5,231	900	0	6,131	331	1.06	6,100	300	1.05